

釜石市監査委員告示第2号

令和8年3月5日付け釜石市監査委員告示第1号をもって公表した令和7年度定期監査の結果の報告における指摘事項について、市長及び教育長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月26日

釜石市監査委員 佐々木 勝

釜石市監査委員 山崎 長栄

令和7年度定期監査（下期）措置状況報告書

<p>監査結果 (指摘事項等の内容)</p>	<p>監査結果に基づき 講じた措置</p>
<p>教育委員会事務局学校教育課 教師用指導書の購入において、予定価格の総額が2,000万円以上であったが、本来、必要な財産の取得に係る議決を得ていなかったとして、令和6年10月釜石市議会臨時会で追認により議決を得ている。 教師用指導書の購入にかかる事務執行において、学校ごとに契約したとしているものの、契約締結はしておらず、支出においても学校ごとの支出ではなく、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号を根拠規定に80万円以下に分割し支出していたものである。 書籍等の購入については価格が定まっていたとしても、同時期に同じ目的で同じものを購入する場合は、総額において予定価格を決定し、一括して契約締結をすべきであり、かつ、分割して支出する合理的な理由はないことから、契約手続き及び支出の方法について事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>今回の指摘事項は、前例踏襲により法令等の確認を怠り、随意契約が可能となる金額の範囲内で分割発注していた不適切な事務処理事案であり、合理的な理由が無ければ分割発注は厳に慎むべきであったところである。このことから、職員の契約事務への理解の醸成と法令遵守の徹底を図るため、契約事務に関する職員研修を開催したほか、業務手順書や契約事務のポイントに議会の議決案件に関する項目や議会の議決へ付すべき契約における事務手続きの流れを明記するなど、再発防止に向けて、職員に対する注意喚起と組織全体への周知を図ったところである。 今後は契約の透明性や公平性を確保するため、安易な前例踏襲によらずに、契約内容や関係法令等を十分に確認した上で、職員一人ひとりが適正な事務執行に努めるとともに、組織全体のチェック機能の強化により不適切な事務処理の再発防止に繋げていくこととする。</p>
<p>産業振興部水産農林課 (1) 釜石市魚市場の使用料において、複数年度を対象とした免除をひとつの事案として決定しており、債権が発生していない年度については、当該条例において使用料を徴収しない旨を規定して対応するよう求めた。 また、使用料の督促がされず、延滞金についても意思決定がされておらず、事務処理の適正化を求めた。</p>	<p>今回の指摘を踏まえて、令和8年3月市議会定例会にて令和8年度分の魚市場使用料を徴収しない特例を規定する条例改正を行ったところである。また、未納分の使用料の督促や延滞金の徴収に関しては、関係例規に基づき、延滞金の免除の意思決定を含む事務手続きを速やかに行い、適正な事務処理に改めることとする。 不適切な事務処理を招いた要因は、担当職員の関係例規や事務手順等に対する理解不足に加えて、監督する所属長の認識や組織的な確認体制の欠如によることから、職員向けの研修会の開催などにより職員の理解の醸成を図り、市全体として適切な対応に努めていくこととする。</p>
<p>産業振興部水産農林課 (2) 魚市場の施設使用において、当該条例及び当該業務規則に定める施設使用許可の手続きに不備があったため、使用許可を受けないまま施設が利用されており、速やかに適正な手続きを行うとともに、条例及び規則の不備等を改正し、整合性を図るよう</p>	<p>条例と規則の不整合に加えて、担当部署の関係例規の誤認により、不適切な事務手続きが行われていた事案であり、今回の指摘を踏まえて、規則の改正により条例と規則間の不備の解消を図ったところであり、適正な使用許可手続きの運用に努めていくこととする。</p>

<p style="text-align: center;">監査結果 (指摘事項等の内容)</p>	<p style="text-align: center;">監査結果に基づき 講じた措置</p>
<p>求めた。</p>	<p>今後は不適正な事務処理の再発防止に向けて、施設の使用許可に係る関係例規等に対する職員の理解を十分に深めるとともに、組織全体の有効なチェック体制の確立を図るなど、適正な事務の執行に努めていくこととする。</p>
<p>産業振興部商工観光課 釜石物産センターの賃貸フロア使用者の費用負担 (公共料金において、令和2年3月の当該条例の一部改正(令和2年3月16日公布・令和2年4月1日施行)により「指定管理者制度を活用できる内容とする」として費用負担にかかる規定(第13条)を削除したものの、賃貸フロア使用者から公共料金を徴収しており、条例において根拠規定を明記するよう求めた。 また、当該条例施行規則においても費用負担にかかる規定等関係規定に不備があり、条例及び規則の不備等を改正し、整合性を図るよう求めた。</p>	<p>使用者からの公共料金の徴収は条例など根拠規定に基づいて行われることが適切であることから、徴収根拠の明確化に加えて、現行規定の不備の解消を図るため、関係規則に関しては所要の改正手続きを行ったところであり、条例改正に関しては同施設の在り方の検討の進捗を踏まえて今後対応していくこととする。 また、市全体として条例や規則等の制定、改正にあたっては、関係例規間での齟齬や矛盾が生じていないかを慎重に審査し、関係規定や事務手続きの不備の防止に努めていくこととする。</p>